

# 鹿島港航路誘致促進事業負担金

## 【目的】

コンテナ貨物の荷主等への助成を行うことにより、立地企業等へ鹿島港の利用を呼びかけ、コンテナ貨物の集荷を促進し、貨物量の増加を図るとともに更なる新規航路の開設を目指す。

## 【助成概要】 コンテナ貨物の荷主等への助成

### ◆対象者、助成額

- ・ 航路を新規利用する荷主・・・コンテナ1本当たり10,000円(国際フィーダー12,000円)の助成  
 ※県外からの搬出入の場合は、コンテナ1本当たり10,000円加算  
 他港から鹿島港利用に転換することで陸上輸送距離が短縮する場合は、コンテナ1本当たり5,000円の加算
- ・ 航路を継続利用する荷主・・・コンテナ1本当たり5,000円(国際フィーダー6,000円)の助成  
 ※県外からの搬出入の場合は、コンテナ1本当たり5,000円加算
- ・ 大口利用の荷主・・・・・・・・航路を継続利用する荷主のうち年間200本以上の利用のあった荷主に対し、一律500,000円の助成
- ・ 新規航路を開設した船社・・・コンテナ1本当たり2,000円の助成

◆対象期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで(1年間)

◆事業主体 鹿島港振興協会 ◆事業費 24,700千円【拡充】

◆費用負担者 県・市・荷役企業等

◆負担割合 県：35%(8,645,000円)，市：35%(8,645,000円)，荷役企業等：30%(7,410,000円)

◆市の負担割合 特別とん譲与税の比率に準じて、神栖市9，鹿嶋市1とする。(神栖市7,780,500円，鹿嶋市864,500円)

